

○茅野市プロポーザル方式実施要綱

令和2年11月27日

告示第254号

改正 令和3年3月29日告示第106号

令和3年5月28日告示第148号

令和7年11月28日告示第232号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する業務（建設工事の請負及び設計、測量、調査その他の業務委託並びに製造の請負並びに物品等の購入に係る業務をいう。以下同じ。）のうち、複数の事業者に提案を求め、総合的な見地から判断して最も適した事業者を選定する必要がある業務の契約に当たり、プロポーザル方式を実施することについて、茅野市財務規則（昭和57年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) プロポーザル 市が発注しようとする業務において、一定の条件を満たす提案を行う事業者（以下「提案者」という。）から提出された提案書（当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する書類をいう。以下同じ。）の審査及び評価を行い、業務の目的に最も適した提案者を特定することをいう。
- (2) 公募型プロポーザル 提案者を公募して実施するプロポーザルをいう。
- (3) 指名型プロポーザル あらかじめ複数の提案者を指名して実施するプロポーザルをいう。
- (4) プロポーザル方式 プロポーザルにより特定した提案者と契約を行う方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の実施の対象となる業務は、その性質又は目的が競争入札に適しない業務又は競争入札に付することが不利と認められる業務であって、次の各号のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 都市計画調査、総合計画調査、分野別計画調査、市場経済調査、環境影響調査、複数の分野にまたがる調査その他の広範囲かつ高度な技術を要する業務
- (2) 景観を重視した施設設計その他の新技術を要する業務
- (3) デザイン作成その他の象徴性、芸術性及び創造性を要する業務

- (4) システム開発その他の高度な技術力及び企画開発力を要する業務
- (5) 前例が少なく特殊な実験並びに診断及び解析を必要とする業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市において発注に係る仕様を定めることが困難である業務
(業者選定等審査委員会)

第4条 予定金額が500万円（製造の請負及び物品等の購入にあつては、200万円）を超える業務に係るプロポーザルを実施しようとするときは、茅野市業者選定等審査委員会（茅野市業者選定等審査委員会規程（平成18年茅野市訓令第13号）第1条に規定する茅野市業者選定等審査委員会をいう。以下同じ。）の審査を受けなければならない。

- 2 前項の業務についてプロポーザルを実施しようとする業務の担当課長は、あらかじめ、プロポーザルの実施について（様式第1号）を茅野市業者選定等審査委員会に提出しなければならない。
(審査会の設置)

第5条 市長は、プロポーザルを実施するときは、当該業務ごとにプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会は、会長及び委員をもって構成する。
- 3 会長は、プロポーザルを実施する業務（以下「プロポーザル実施業務」という。）の所管部長をもって充てる。この場合において、当該業務を所管する部が2以上ある場合は、当該業務のうち、主たる業務を所管する部長をもって充てる。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、副市長を会長に充てることができる。
- 5 委員は、会長が指名する職員をもって充てる。
- 6 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めた場合には、職員以外の者を委員とすることができる。
- 7 会長及び委員の任期は、プロポーザル実施業務に係る契約の締結の日までとする。
- 8 審査会の庶務は、プロポーザル実施業務を所管する課において処理する。この場合において、当該業務を所管する課が2以上ある場合は、当該業務のうち、主たる業務を所管する課において処理する。

(審査会の所掌事項)

第6条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項に関すること。
- (2) 評価基準に関すること。
- (3) 提案者の指名に関すること（指名型プロポーザルに限る。）。

- (4) 提案者の特定に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項
(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。
- 5 審査会の会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(参加資格等)

第8条 プロポーザルの参加資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
 - (2) プロポーザル実施業務の業種における市の競争入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。
 - (3) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告示第98号）の規定による入札参加停止を受けていないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザル実施業務に応じて別に定める事項を満たしていること。
- 2 提案者が、提案書の提出から契約の締結までの間に、参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
(提案者の公募等)

第9条 市長は、公募型プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成し、市のホームページ、掲示場（茅野市公告式条例（昭和30年茅野町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場をいう。）その他の方法により公表し、提案者を公募するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 参加資格
- (3) 審査及び評価の基準
- (4) 担当部課
- (5) 関係書類の交付期間、場所及び方法
- (6) 提案書その他必要書類の提出期限、場所及び方法

(7) 募集から提案者特定までの日程

(8) その他必要な事項

2 前項の規定により公表された公募型プロポーザルにおいて、提案書を提出しようとする者は、プロポーザル参加申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（参加資格の審査等）

第10条 市長は、前条第2項の規定によるプロポーザル参加申請書の提出があったときは、審査会に諮り、提案書を提出しようとする者の参加資格を審査した上で、その結果をプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、参加資格を満たす者には、プロポーザル提案書提出依頼通知書（様式第4号）により提案書の提出を依頼するものとする。

3 市長は、参加資格を満たさない者には、その理由を付して通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対して、プロポーザル参加資格審査結果通知書に付された理由についての説明を求めることができる。

（提案者の指名等）

第11条 市長は、指名型プロポーザルを実施しようとするときは、第8条に規定する参加資格を満たす者の中から、提案書の提出を要請する者（以下「指名事業者」という。）を選定するものとする。

2 市長は、前項の選定をしたときは、速やかに指名事業者に対しプロポーザル指名通知書（様式第5号）により第9条第1項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項を通知するとともに、プロポーザル提案書提出依頼通知書により提案書の提出を依頼するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、プロポーザル参加承諾・辞退届（様式第6号）により参加の承諾又は辞退を届け出るものとする。

（提案書の提出）

第12条 第10条第2項の規定により提案書の提出を依頼された者及び前条第3項の規定により参加の承諾の意思を表示したものは、提案書を市長に提出しなければならない。

（提案者の特定）

第13条 市長は、前条の規定による提案書の提出があったときは、審査会において審査及び評価を行い、プロポーザル実施業務に最も適した提案者を特定するものとする。

2 市長は、前項の審査及び評価において必要があると認めるときは、提案者

に対して提案書の説明を求めることができる。

3 市長は、第1項の審査及び評価の結果について、提案者に対しプロポーザル結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

4 提案者は、第1項の審査及び評価の結果について疑義がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができる。

（結果の公表）

第14条 市長は、前条第1項の審査及び評価の結果について、遅滞なく、ホームページその他の方法により公表するものとする。

（特定者の資格審査）

第15条 プロポーザルを実施した業務について、第13条第1項の規定により特定した提案者（以下「特定者」という。）が、第8条第1項第2号の競争入札参加資格を有していない場合にあっては、当該特定者は、契約の締結前に市長が別に定める資格審査書類を提出し、審査を受けなければならない。

（仕様の決定）

第16条 市長は、特定者と協議の上、当該業務に係る仕様を決定するものとする。

（契約の締結等）

第17条 市長は、前条の規定により仕様を決定したときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は第6号の規定による随意契約の方法により、特定者と契約を締結するものとする。

2 前項の契約の手続において、担当課長は、契約締結伺書（茅野市財務規則第215条の4第1項に規定する契約締結伺書をいう。）に次に掲げる書類を添えて、財政課に回付しなければならない。ただし、予定金額が100万円を超えない契約については、この限りでない。

(1) 業者指定理由書

(2) 第13条第1項の審査結果を表示した書類

(3) 第9条第1項の規定により作成した募集要項

(4) 資格審査書類（第8条第1項第2号の競争入札参加資格を有していない特定者と契約を行う場合に限る。）

(5) その他必要な書類

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。

(設計業務委託におけるプロポーザル方式実施要領の廃止)

- 2 設計業務委託におけるプロポーザル方式実施要領（平成9年茅野市告示第91号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月29日告示第106号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日告示第148号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和7年11月28日告示第232号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の施行日以後に行う事業の契約にあつては、施行日前においても、この告示による改正後の告示の規定を適用する。